

## 平成 23 年度第 4 回東京都がん診療連携協議会の概要

平成 23 年 5 月 25 日に、駒込病院において、「第 4 回東京都がん診療連携協議会」（平成 20 年 6 月設置）が開催された。協議会に設けられた 4 つの部会の活動状況報告等が行われるとともに、20 のがん診療連携拠点病院、14 の東京都認定がん診療病院の各委員及び東京都医師会の先生の間で、活発な議論が行われた。

### 【がん登録部会活動報告】

- ・平成 22 年度は、2007 年度の拠点病院及び認定病院のデータを集計し分析を行った。
- ・がん登録に関する実務者の講習や、病院間（拠点病院・認定病院）の院内がん登録実務者のネットワークを作り、院内がん登録精度の向上を目的とした実務者連絡会を発足させる予定
- ・平成 23 年度以降は、分析と評価に加え、データ精度の向上も図っていく。
- ・予後調査については、総務省は、患者同意が得られていない状況では簡単に OK は出せないという見解であり、現状ではハードルが高い。

### 【研修部会活動報告】

- ・がん医療従事者研修

実施時期	対象者	人数	研修内容
22 年 6 月 12 日	薬剤師	87 人	大腸がんの薬物療法について
22 年 7 月 17 日	放射線治療技師	80 人	高エネルギー X 線及び電子線の測定について
22 年 10 月 31 日	看護師	62 人	がん患者とのコミュニケーションスキルトレーニング
22 年 12 月 4 日	医師	76 人	米国の放射線治療に学ぶ
22 年 12 月 18 日	医師・薬剤師・看護師	80 人	各臓器における抗癌剤の標準的治療
23 年 1 月 29 日	看護師	139 人	がん治療を受ける患者の皮膚・粘膜ケア
23 年 2 月 5 日	放射線治療技師	102 人	RTPS の計算アルゴリズムの基礎

- ・緩和ケア研修 22 年度実績 52 回・1,290 名修了、20 年からの累積は 2,179 名修了

### 【クリティカルパス部会活動報告】

- ・平成 21 年 12 月にパス委員会において 5 大がんの連携手帳を完成させて、22 年 2 月から運用を開始し、4 月から保険適用、前立腺がん手帳も作成し、7 月から保険適用。
- ・22 年 2 月、拡大パス部会を開催し、準ずる病院について議論。
- ・各病院連携室実務者による連携促進委員会を 22 年 2 月に設置。
- ・東京都医療連携手帳の普及に関する諸問題について報告。
- ・施設の事前届出の廃止、入院しなくとも外来での診療報酬算定ができることなどについて、福祉保健局と調整の上、厚生労働省に要望する。（平成 23 年 7 月要望済。）

### 【相談・情報部会活動報告】

- ・平成 22 年度は、相談・情報連絡部会担当者連絡会を 2 回開催  
第 1 回：看護相談に関する事例について、各施設間で情報を共有。  
第 2 回：講演会「相談支援センターと患者会とのかかわりについて」  
（演者：大松重広城西国際大学準教授）
- ・各施設の相談支援センターの現状についてアンケート調査を実施し、レベルアップを図る。

平成 23 年 7 月 6 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

東京都がん診療連携協議会

会長 都立駒込病院院長 佐々木 常雄  
東京都文京区本駒込三丁目 18 番 22 号

地域連携クリティカルパスの診療報酬算定に係る運用改善についての嘆願書

東京都では、がん診療連携拠点病院（20 か所）、東京都認定がん診療病院（14 か所）、国立がん研究センター中央病院及び東京都医師会が協力し、都内医療機関が共通で使用できる 5 大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）及び前立腺がんの地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳（以下「連携手帳」という。）」を整備しています。

患者さんが、医療機関等を受診する際にこの連携手帳を持参することにより、専門病院の医師、かかりつけ医、その他の医療機関等が、患者さんのがんの治療経過を共有でき、より適切な診療が可能となるとともに、患者さんが連携手帳を持つことにより、ご自身が「いつ」「どこで」「どんな」診察・検査を受ければよいか分かるため、この連携手帳は切れ目のないがん医療が提供できる体制整備に貢献するものであります。

平成 22 年度診療報酬改定により、地域連携クリティカルパスを用いたがん診療における医療連携に保険加算が認められ、制度面においても一定の評価がされるようになりました。

しかしながら、実際に運用してみていくつかの診療報酬算定に係る問題点が浮かび上がって来ました。

そこで、医療連携の充実を図ることを切に願って、東京都がん診療連携協議会として下記のとおり嘆願いたします。

## 記

### 1 施設基準の届出

診療報酬の算定に当たっては、計画策定病院と連携医療機関ともに、あらかじめ関東信越厚生局に施設基準の届出を行う必要があります。

現在、東京都医師会が、連携医療機関の包括名簿を作成し、がん診療連携拠点病院・認定がん診療病院に配布し、各病院はその名簿を関東信越厚生局に届出を行うことで、また各医療機関は、がん診療連携拠点病院・認定がん診療病院の名簿及び連携できるがん種を所定の書式にて関東信越厚生局に届出を行うことで診療報酬の算定が可能となっています。

しかしながら、東京都のがん医療の状況として、多数の医療機関が所在することや交通網が発達していることにより、二次医療圏を越えた他県から患者さんが受診されることが、院内がん登録2007年全国集計によると40%近いことが判明しています。こうした地域特性を踏まえ、近県の医療機関を含めた広域における医療連携体制が望まれます。現在の届出制の下では、名簿に掲げられている医療機関との連携に限られるため、二次医療圏を越えた連携体制を構築し、連携手帳を広く普及していくことは困難です。

そこで、事前に名簿を届け出ることなく、連携手帳の発行をもって診療報酬を算定できる仕組みへと改善していただきたくお願いいたします。

### 2 保険算定の時期

現在、保険算定上の医療連携は、がん診療連携拠点病院・認定がん診療病院が退院時に患者さんに連携手帳を発行し、連携計画策定料を算定することとなっていますが、「診療点数早見表」に留意事項として指摘されているように在院日数が短い現状では、退院時にはまだ病理結果が出ていないことが多いため、ステージや治療方針が確定せず、連携手帳を発行できないことが多々あります。

こうした患者さんに連携手帳を渡せない現状は、診療報酬算定ができないだけでなく、本来患者さんの退院後の円滑な経過観察を支えるはずの連携手帳の普及への大きな支障となっています。

そこで、退院時だけでなく、病理結果によりがんと診断できた退院後の外来受診時においても、連携手帳を発行し、その段階で保険算定できるよう、保険算定の時期について、運用範囲の拡大をしていただきたくお願いいたします。

### 3 外来治療への保険適応拡大

従来は入院を要した疾患が、近年は外来で治療できるようになりました。例えば、前立腺がんに対して行われる内分泌療法や放射線療法は、現在では外来で治療されます。肺がんでも最初から外来での化学療法で治療される場合が多くなってきています。

そこで、今回のがん診療の医療連携に関わる保険を入院治療だけでなく外来治療にも認めていただきたく、嘆願いたします。

### 4 連携指導料の算定条件

「連携指導料」の算定には、その都度診療結果を計画策定病院へ文書で報告することが条件となっていますが、お互いに責任を持ち役割分担して共同診療を行う二人主治医制の考え方からすると、診療情報を共有するために患者さんが持つ連携手帳に診療内容を記入することに意義があり、急変時等を除いて文書によるその都度の報告は必要ないと考えます。FAXの誤配信等も危惧され個人情報保護の観点からも改善を嘆願いたします。

## 東京都がん診療連携協議会

### ◎都道府県がん診療連携拠点病院（2か所）

東京都立駒込病院

公益財団法人がん研究会 有明病院

### ◎地域がん診療連携拠点病院（18か所）

東京大学医学部附属病院

順天堂大学医学部附属順天堂医院

日本医科大学付属病院

聖路加国際病院

N T T 東日本関東病院

昭和大学病院

日本赤十字社医療センター

東京女子医科大学病院

慶應義塾大学病院

東京医科大学病院

日本大学医学部附属板橋病院

帝京大学医学部附属病院

青梅市立総合病院

東京医科大学八王子医療センター

杏林大学医学部付属病院

武蔵野赤十字病院

東京都立多摩総合医療センター

公立昭和病院

### ◎東京都認定がん診療病院（14か所）

東京慈恵会医科大学附属病院

国際医療福祉大学三田病院

東京都済生会中央病院

北里大学北里研究所病院

国家公務員共済組合連合会虎の門病院

社会福祉法人三井記念病院

東京都立墨東病院

東邦大学医療センター大森病院

国立病院機構東京医療センター

J R 東京総合病院

東京厚生年金病院

順天堂大学医学部附属練馬病院

日本医科大学多摩永山病院

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

### ◎社団法人東京都医師会

### ◎東京都福祉保健局